

在韓被爆者問題

平成元年8月
北東アジア課

1. 韓国国内には、広島・長崎で被爆し、その後帰国した者が、相当数存在。これら在韓被爆者は、韓国政府登録数1294名、韓国政府推定では未登録者を含め約3千名。在韓被爆者協会推定では2万名である。

2. 本件に関する我が国の基本的立場は次の通り。

(1) 法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定により解決済み。

(2) 法的立場を離れても、本件は、韓国に在住する人々の問題であり、第一義的には、韓国政府が韓国の国内問題として処理すべき問題。

(3) しかしながら、本件は、人道上の問題でもあるので、日本政府としても出来るところから協力。

3. 本件問題については、70年代後半より日韓政府間で話し合いが行われた結果、1981年より5年間、「渡日治療」（医療費は日本側、渡航費は韓国側が負担）が実施され、349人の被爆者が渡日治療を受けたものの、86年には、韓国政府は、

(1) 渡日治療が必要なものはほぼ治療を受けた。

(2) 韓国の医療水準向上により、国内での治療が可能になった。

として、我が方の渡日治療継続提案を拒否。

4. 87年11月、在韓被爆者協会会長が梁井大使を来訪し、在韓被爆者の損害補償として23億ドルの支払及び原爆病院の建設を要求。

5. 報道によれば、盧泰愚大統領は、大統領選挙期間中に同協会の陳情を受け、「大統領になれば、この問題を必ず解決する。日本との間で、被害補償問題を必ずただしていく。」と応答した由。

6. 88年3月、第3回日韓外相定期協議において、韓国崔(チェ)外務部長官より本件に関して話しがあり、宇野外務大臣よりは、実務レベルの調査団を派遣する用意がある旨述べた。

7. 88年5月、在韓被爆者問題調査団訪韓。

8. 平成元年度予算において、在韓被爆者支援4200万円予算計上。